**特定事業所集中減算**

１ 判定期間

前期：３月１日～８月末日（適用期間：10月１日～３月31日）

後期：９月１日～２月末日（適用期間：４月１日～９月30日）

２ 提出期間

前期判定期間分：９月15日まで

後期判定期間分：３月15日まで

３ 提出先・提出方法

市高齢福祉課窓口に直接持参または郵送（電子メール等での提出は不可）

※窓口提出の場合、開庁日の８時30分から17時15分まで

〒329－0492

栃木県下野市笹原26番地

下野市役所 健康福祉部 高齢福祉課　介護保険グループ

４ 提出書類

正当な理由の該当部分により異なるので、「7 作成上の注意」を確認してください。

５ 記入にあたっての注意

① 介護予防サービスの計画数は含めないでください

②「判定期間における居宅サービス計画の総数」は各月の利用者の人数（給付管理の件数）としてください。

③「当該サービスを位置付けた計画数」は、各月の利用者のうち当該サービスを利用している人数としてください。

④月遅れ請求分については、請求月ではなく、実際にサービスを提供した月で計算してください。

⑤「当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数」は、各サービスを利用している人のうち、紹介率最高法人の事業所でサービスを利用している人数としてください。

⑥「紹介率最高法人の件数」は法人単位で集計してください。

（事業所単位ではありません。）

⑦利用者が複数の居宅サービス事業所を利用している場合などの件数の数え方は、

「6　特定事業所集中減算における紹介率最高法人の考え方」のとおりです。

⑧「居宅サービス」≧「各サービスを位置付けた計画数」≧「紹介率最高法人の居宅サービス計画数」となっているか必ず確認してください。

⑨通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）については、

・それぞれ個別に計算する方法

・双方を合算して計算する方法

のいずれかで計算してください。ただし、双方を合算する場合には算定表の「サービス名称」の欄に「通所介護等」と記載してください。

⑩算定表について

・「サービスの名称」については、正式名称で記載してください。（省略名称は不可）

・「判断基準」４（2）に該当するなど、割合について再計算が必要な場合には、表の余白部分に「再計算書あり」と記載したうえで、集計表及び再計算書等を添付してください。

⑪休止等事業所について

判定期間内に休止又は廃止した事業所については、基本的に判定対象となりませんが、判定期間内に休止した後同期間内に再開した事業所については判定の対象となります。

6　特定事業所集中減算における紹介率最高法人の考え方

※例として訪問介護で示しておりますが、その他のサービスでも同様です。

例１

訪問介護事業所を運営しているＡ法人の、事業所α及び事業所βに、利用者１名を計画している場合、訪問介護に係る紹介最高法人の居宅サービス計画数は１件です。

Ａ法人

事業所α　　　　　　事業所β

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 Ａ法人：１件

利用者 甲

例２

訪問介護事業所を運営しているA 法人の、事業所αと事業所βにそれぞれ利用者を１名ずつ計画している場合、利用者が２名なので訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は２件です。

Ａ法人

事業所α　　　　　　事業所β

利用者 甲

利用者 乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ａ法人：２件

例３

別法人が運営する２か所の訪問介護事業所に利用者１名を計画している場合、

訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は、それぞれ１件です。

Ａ法人　　　　　　　　　　B法人

事業所α　　　　　　　　　事業所β

利用者 甲

　　　　　　　　　　　　　Ａ法人：1件

Ｂ法人：１件

例４

利用者１名が、Ａ法人の運営する事業所α及びＢ法人の運営する事業所βに計画され、別の利用者１名がＢ法人の運営する事業所βに計画されている場合、Ｂ法人が紹介率最高法人となり、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は２件です。

Ａ法人　　　　　　　　　　B法人

事業所α　　　　　　　　　事業所β

利用者 乙

利用者 甲

　　　　　　　　　　　　　　Ａ法人：1件

Ｂ法人：2件

例５

Ａ法人の運営する事業所αと事業所βがあり、利用者甲さんが事業所αに計画され、利用者乙さんは事業所α及び事業所βに計画され、利用者丙さんは事業所βに計画された場合、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画は３件になります。

Ａ法人

事業所α　　　　　　事業所β

　　　　　　　　　 Ａ法人：3件

利用者 甲

利用者 乙

利用者丙

7 作成上の注意（正当な理由について）

別紙、「特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の判断基準」（以下、「判断基準」

という。）に基づいて判断します。算定表に記入する正当な理由の番号等については、別紙「判断基準」を参照してください。

記入に当たっては、該当する番号等を省略することなく記載してください。

なお、「正当な理由」に応じて、算定表の他に以下の書類を添付してください。

※指定された書類が添付されていない場合には、正当な理由として認められない場合があります。

提出する書類については、必要最小限のものとなっていますが、上記「判断基準」で求められている各要件のうち、今回の提出対象外となっている資料についても、後日実地指導・監査等で提示を求める場合があります。

複数の正当な理由に該当する場合には、それぞれ理由に応じて書類をご用意ください。

「判断基準」１

算定表に加えて以下の書類を提出してください。

・「栃木県介護サービス情報公表システム」等における、サービスごとの事業者一覧を印刷したもの。

→これにより、通常事業実施地域において５事業所未満であること、又は下野市内に１事業所であることを示します。

「判断基準」２

特に添付資料はありません。

ただし、件数の根拠等を事業所内で整理しておいてください。（実地指導時確認）

「判断基準」３

特に添付資料はありません。

ただし、件数の根拠等を事業所内で整理しておいてください。（実地指導時確認）

「判断基準」４(１)①

算定表に加えて、以下の書類を提出してください。

・ISO 認証を証明する文書の写し

※ただし、当該サービス事業所が評価の対象になっていることが必要です。

（登録証にその旨の記載がない場合には、別途書類が必要です。）

「判断基準」４(１)②

算定表に加えて、以下の書類を提出してください。

・福祉サービス第三者評価項目の評価結果部分（有効期限内のもの）の写し

※当該サービスが評価の対象となっていることが必要です。

「判断基準」４(１)③

算定表に加えて、以下の書類を提出してください。

・事業所評価加算を算定していることが分かる書類の写し。

・介護予防・日常生活支援総合事業の第１号通所事業の指定通知書の写し。（有効期限内のもの）

「判断基準」４(２)ア①

算定表に加えて、以下の書類を提出してください。

・通院等乗降介助サービス計画を算定から除外する件数の集計表

・上記居宅サービス計画を除いた再計算書

「判断基準」４(２)ア②

算定表に加えて、以下の書類を提出してください。

・夜間、早朝又は休日営業のサービス計画を算定から除外する件数の集計表

・上記居宅サービス計画を除いた再計算書

「判断基準」４(２)ア③

算定表に加えて、以下の書類を提出してください。

・要介護度４以上かつ認知症（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はM）である者を対象とした計画を算定から除外する件数の集計表

・要介護度４以上かつ認知症（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はM）である者を対象とした計画を除いた再計算書

「判断基準」４(２)イ

算定表に加えて、以下の書類を提出してください。

・時間延長又は休日営業のサービス計画を算定から除外する件数の集計表

・上記居宅サービス計画を除いた再計算書

「判断基準」４(２)ウ①

算定表に加えて、以下の書類を提出してください。

・当該サービス事業所におけるサービスの質が高いことが記載された理由書

・上記理由書を提出した利用者に係る「地域ケア会議等意見・助言を受けた計画に係る概要書」

・上記に対応する計画を算定から除外する件数の集計表

・上記居宅サービス計画を除いた再計算書

※地域ケア会議等で意見・助言を受けた際の議事録等詳細について、個別に提出を求める場合があります。

「判断基準」４(２)ウ②

算定表に加えて、以下の書類を提出してください。

・支援が困難であるとの理由により、市町村や地域包括支援センターから紹介を受けたことがわかる概要書や経緯の詳細がわかる記録の写し

・上記に対応する計画を算定から除外する件数の集計表

・上記居宅サービス計画を除いた再計算書